

社会福祉法人みらい 認知症対応型共同生活介護  
グループホームやすらぎの里

重度化対応に係る医療連携体制指針

(目的)

第1条 この指針は、認知症対応型共同生活介護サービスの利用者（以降利用者という）の急性期における医師や協力医療機関との連携体制、入院期間中におけるグループホームの居住費や食費などの取り扱い、看取りに関する考え方で本人及び家族との話し合いや意思確認などを行い、必要な措置を講じることを目的とするものである。

(医療連携体制の意義)

第2条 入居者本人、家族の意思を確認し医療機関との連携のもと、可能な限り入居生活が維持できるよう体制を確保すること。

(日常の健康管理)

第3条 医療連携体制が機能するために、日々のバイタルチェックはAM 8:00及び14:00とし、一般状態の把握に努める。  
主治医の訪問診療は月2回、看護師等は薬剤管理及び健康診断を行なう。

(入居者の状態悪化時の対応)

第4条 状態悪化時は、速やかに看護師、協力医療機関や主治医との間で綿密な情報を随時共有できるよう24時間連絡体制をとります。

(看取りについて)

第5条 その人が最期まで人間らしく尊厳を保ち、安らかな最期を迎えられるように職員一同誠意をもって努めさせていただきます。

終末期を迎えるにあたって、ご家族によっては、考え方はさまざまです。どのようなケアを望まれているのか、ご家族側とグループホーム及び医療機関側とで十分な話し合いをもって、対処方針を決めさせていただきます。

終末期の援助については次の通りとします。

- ◎日常生活の基礎知識と技術を忠実に実施し、安楽なケア、心身の苦痛を和らげ、発熱時の発汗、呼吸困難時の体位変換、食欲不振時の口腔ケア食事の工夫、マッサージ等の身近な援助を行います。

- ◎ターミナルケアをご依頼されていながらも、主治医の状況により施設で死亡診断が不可能な場合もあります。この場合は協力病院等へ救急搬送という形をとらせてもらいます。また緊急による病院対応や、病気に耐えられない苦痛を伴う場合も同様です。
- ◎語り合うコミュニケーションとして、本人の楽しかった思い出など、語り合うコミュニケーション等を意図的に用います。
- ◎室温、採光、換気を調整し、ベッドサイドの清潔・整理に配慮します。

(その他)

第6条 入院期間中の食材費や水光熱費、管理費等については、費用の負担が発生しないように致します。

年 月 日

利用者 氏名 \_\_\_\_\_

ご契約者 氏名 \_\_\_\_\_

続 柄 (利用者との関係) \_\_\_\_\_